

国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程（16 経教規程第 8 号）の一部を次のとおり改正する。

現行	改正	
<p>国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程</p> <p>平成16年4月7日 16 経教規程第 8 号</p> <p>第 1 条 省 略</p> <p>（組織）</p> <p>第 2 条 各部局に置く組織は、次のとおりとする。</p> <p>一 共生科学技術研究院（以下「研究院」という。）に置く部門及び拠点は、<u>別表 1 のとおりとする。</u></p> <p>二 工学府、農学府、生物システム応用科学府、連合農学研究科及び技術経営研究科に置く専攻は、別表 2 のとおりとする。</p> <p>三 農学部及び工学部に置く学科は、別表 3 のとおりとする。</p> <p>第 3 条～第 9 条 省 略</p> <p>（組織）</p> <p>第 1 0 条 規則第 2 5 条に規定する部局教授会（以下「教授会」という。）は、当該部局に所属又は当該部局を兼務する教授、<u>助教</u>、専任講師、事務職員の代表者及びその他部局長が指名する者をもって組織する。</p>	<p>第 1 条 省 略（現行どおり）</p> <p>（組織）</p> <p>第 2 条 各部局に置く組織は、次のとおりとする。</p> <p>一 共生科学技術研究院（以下「研究院」という。）に置く部門及び拠点は、<u>研究院の教授会で定める。</u></p> <p>二 工学府、農学府、生物システム応用科学府、連合農学研究科及び技術経営研究科に置く専攻は、別表 2 のとおりとする。</p> <p>三 農学部及び工学部に置く学科は、別表 3 のとおりとする。</p> <p>第 3 条～第 9 条 省 略（現行どおり）</p> <p>（組織）</p> <p>第 1 0 条 規則第 2 5 条に規定する部局教授会（以下「教授会」という。）は、当該部局に所属又は当該部局を兼務する教授、<u>准教授</u>、専任講師、事務職員の代表者及びその他部局長が指名する者をもって組織する。</p>	

第11条～第14条 省略

附 則 省略

別表1（第2条第1号関係）

ナノ未来科学研究拠点
生存科学研究拠点
生命農学部門
環境資源共生科学部門
動物生命科学部門
生命機能科学部門
先端生物システム学部門
物質機能科学部門
システム情報科学部門
論理表現科学部門

別表2 - 別表3 省略

第11条～第14条 省略（現行どおり）

附 則 省略（現行どおり）

別表1 削除

別表2 - 別表3 省略（現行どおり）

附 則（19教規程第9号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。